

①-1 療養担当規則等に基づくウェブサイトへの掲示義務

ラボコート / ver. 2025.09.04

ウェブサイトへの掲載が必要なケース	掲載すべき内容	対象		
		入院施設	保険外	その他
A-1 食事療養、生活療養について標準負担額を超える患者負担がある場合	食事療養、生活療養について標準負担額を超えて行う場合の内容と料金。予め患者に提示したメニューから、患者の自己負担により特別メニューの食事を患者の希望により選択できる旨。			
A-2 保険外併用療養費（評価療養、患者申出療養または選定療養）の支払いを受ける場合	当該療養の内容と料金			
A-3 指定訪問看護事業者	・訪問看護ステーションである旨 ・運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者の指定訪問看護の選択に資すると認められる重要事項			

B-1 入院施設がある場合	入院基本料に係る届出内容の概要(看護要員の対患者割合、看護要員の構成)			
B-2 DPCの対象病院である場合	DPCの対象病院である旨			
B-3 地方厚生(支)局長に届出している診療報酬・食事療養・生活療養がある場合	当該の届出を行ったことにより患者が受けられるサービス等			
B-4 全ての保険医療機関(明細書の発行状況)	発行手数料、および明細書に算定項目や使用した薬剤や検査の名称が記載される旨			
B-5 保険外負担の物やサービスを提供している場合(自由診療、予防接種、診断書代を含む)	具体的な名目と料金			

以下に挙げる選定療養の料金を徴収する場合

C-1 特別療養環境室	特別療養環境室のベッド数、場所および料金			
C-2 予約診療	当該予約診療は対面で行われること、予約時間から30分程度経過した場合には予約料を徴収しないこと、予約なしの患者が各診療科ごとに2割程度以上いること、予約なしの患者も2時間以上待たせないこと、予約診療の時間は10分程度以上の確保に務めること、予約患者は医師または歯科医師1人につき概ね1日40人を限度とすること			
C-3 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診療(時間外診療)	時間外診療に係る費用徴収について			
C-4 医科点数表等に規定する回数を超えた以下の診療 ①腫瘍マーカー検査 ・α-フェトプロテイン(AFP) ・癌胎児性抗原(CEA) ・前立腺特異抗原(PSA) ・CA19-9 ②リハビリテーション ・心大血管疾患リハビリテーション料 ・脳血管疾患等リハビリテーション料 ・廃用症候群リハビリテーション料 ・運動器リハビリテーション料 ・呼吸器リハビリテーション料 ③精神科専門療法 ・精神科ショート・ケア ・精神科デイ・ケア ・精神科ナイト・ケア ・精神科デイ・ナイト・ケア	本制度の趣旨と料金 ※本制度の趣旨 ①患者の不安を軽減するため ②患者の治療に対する意欲を高めるため ③患者家族の負担を軽減するため			
C-5 前歯部の金属歯冠修復に使用する金合金又は白金合金の支給	金合金又は白金合金にかかる料金			
C-6 金属床総義歯	金属床総義歯の概要および料金			
C-7 う蝕に罹患している患者の指導管理	当該指導管理(継続管理)の概要、フッ化物物局所応用および小窩裂溝填塞にかかる料金			
C-8 白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給	本制度の趣旨および料金			
C-9 主として患者が操作等を行うプログラム医療機器であって、保険適用期間の終了後において患者の希望に基づき使用することが適当と認められるものの使用	当該プログラム医療機器の使用料金			
C-10 間歇スキャン式持続血糖測定器の使用(算定告示に掲げる療養としての使用を除く)	当該測定機の使用料金			
C-11 医療上必要があると認められない、患者の都合による精子の凍結又は融解	当該精子の凍結または融解の料金			
C-12 長期収載品の処方等または調剤 ※後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるにも関わらず、患者の希望で先発医薬品を処方または調剤する場合	本制度の趣旨および特別の料金について			
D-1 保険薬局	厚生労働大臣が定める掲示事項			

②-1 基本診療料の施設基準が定めるウェブサイトへの掲示事項

ラボコート / ver. 2025.09.04

	診療料の名称	掲載すべき内容	
E-1	初・情報通信機器を用いた診療 (情報通信)	情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方を行わないこと。	
E-2	再診料機能強化加算 (機能強化)	地域におけるかかりつけ医機能として、必要に応じ、以下のアからオの対応を行っている旨 ア 患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行うこと。 イ 専門医師又は専門医療機関への紹介を行うこと。 ウ 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じること。 エ 保健・福祉サービスに関する相談に応じること。 オ 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行うこと。	
E-3	外来感染対策向上加算 (外来感染)	外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行う旨。 ※自治体、地域医師会等のウェブサイト又は広報誌に掲載されている場合等においては掲載不要	
E-4	医療情報取得加算 ※届出不要	ア オンライン資格確認を行う体制を有していること。 イ 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。	
E-5	医療DX推進体制整備加算 (医療DX)	ア 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関であること イ マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること。 ウ 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施している保険医療機関であること。	
E-6	明細書発行体制等加算 ※届出不要	算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付していること。	
E-7	地域包括診療加算 (地包加)	ア 健康相談及び予防接種に係る相談を実施していること。 イ 当該保険医療機関に通院する患者について、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能であること。 ウ 患者の状態に応じ、28 日以上長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であること。	
E-8	歯科点数表の初診料の注1 (歯初診) 地域歯科診療支援病院歯科初診料 (病初診)	院内感染防止対策を実施している旨。	
E-9	歯科外来診療医療安全対策加算1 (外安全1) 歯科外来診療医療安全対策加算2 (外安全2)	緊急時における連携保険医療機関との連携方法やその対応等、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施している旨。	
E-10	入院ハイリスク分娩等管理加算 (ハイ分娩)	1年間の分娩件数が120件以上であり、かつ、その実施件数、配置医師数及び配置助産師数について。	
E-11	後発医薬品使用体制加算 (後発使)	入院及び外来において後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでいる旨。医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されていること、並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明すること。	
E-12	バイオ後続品使用体制加算 (バ後使)	入院及び外来においてバイオ後続品の使用に積極的に取り組んでいる旨。	
E-13	薬剤業務向上加算 ※病棟薬剤業務実施加算1の届出が必要	調剤、病棟薬剤業務、チーム医療、医薬品情報管理等を広く修得できる研修プログラムの内容。	
E-14	地域医療体制確保加算 (地医確保) (病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制)	1年間の時間外・休日労働時間について規定を超える医師がいる場合、その理由と改善のための計画について。 ※該当する場合のみ	
E-15	協力対象施設入所者入院加算 (協力施設)	介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること及び当該介護保険施設等の名称。	
E-16	特定機能病院リハビリテーション病棟入院料 (特定リハ)	他の保険医療機関等からのリハビリテーションに係る照会や患者の状況に関する相談等に応じる体制について。	
E-17	病院の入院基本料	現に看護を行っている病棟ごとの看護職員の数と当該病棟の入院患者の数との割合。	
E-18	診療所の入院基本料	現に看護に従事している看護職員の数。	
E-19	特定一般病棟入院料	現に看護を行っている病棟ごとの看護職員の数と当該病棟の入院患者の数との割合。	

②-2 特掲診療料の施設基準が定めるウェブサイトへの掲示事項

ラポコート / ver. 2025.09.04

診療料の名称	掲載すべき内容	
F-1 難治性がん性疼痛緩和指導管理加算 (難がん疼) ※がん性疼痛緩和指導管理料の注2	がん性疼痛の症状緩和を目的とした放射線治療及び神経ブロックをがん患者に提供できる体制について。	
F-2 院内トリアージ実施料 (トリ)	院内トリアージについて(トリアージ目標開始時間及び再評価時間、トリアージ分類、トリアージの流れ)。	
F-3 地域包括診療料 (地包診)	ア 健康相談及び予防接種に係る相談を実施している旨。 イ 当該保険医療機関に通院する患者について、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能であること。 ウ 患者の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であること。	
F-4 外来腫瘍化学療法診療料1 (外化診1)	以下の対応を行っている旨。 ・専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されていること。 ・急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制が整備されていること。 ・実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を開催していること。当該委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師の代表者(代表者数は、複数診療科の場合は、それぞれの診療科で1名以上(1診療科の場合は、2名以上)の代表者であること。)、業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成されるもので、少なくとも年1回開催されるものとする。 (以下は該当する場合) 外来腫瘍化学療法診療料3の届出を行っている他の保険医療機関において外来化学療法を実施している患者が、緊急時に当該保険医療機関に受診できる体制を確保している場合については、連携する保険医療機関の名称等。 (以下は掲載していることが望ましい) 患者と患者を雇用する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の提出があった場合に、就労と療養の両立に必要な情報を提供すること並びに診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を行うことが可能である旨。	
F-5 外来腫瘍化学療法診療料3 (外化診3)	外来化学療法を実施する患者に対して、外来腫瘍化学療法診療料1の届出を行っている他の保険医療機関との連携により、緊急時に有害事象等の診療ができる連携体制を確保していること。当該他の連携する医療機関の名称等。	
F-6 連携充実加算 (外化連)	・実施される化学療法のレジメンについて。 ・他の保険医療機関及び保険薬局からのレジメンに関する照会や患者の状況に関する相談及び情報提供等に応じる体制について。	
F-7 ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ) (ハイⅠ) ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅱ)	ハイリスク妊産婦共同管理を共同で行う保険医療機関の名称、住所及び電話番号。	
F-8 介護保険施設等連携往診加算 (介保連) ※往診料の注10	介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること及び協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称。	
F-9 在宅医療DX情報活用加算 (在宅DX) ※在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の注13 ※在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の注6 ※在宅がん医療総合診療料の注8 ※歯科訪問診療料の注20	ア 医師が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して、計画的な医学管理の下に、訪問して診療を実施している保険医療機関であること。 イ マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること。 ウ 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施している保険医療機関であること。	
F-10 在宅医療情報連携加算 (医情連) ※在宅時医学総合管理料の注15 ※施設入居時等医学総合管理料の注5 ※在宅がん医療総合診療料の注9 在宅歯科医療情報連携加算 (歯医情連) ※歯科疾患在宅療養管理料の注7 ※在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注8 ※小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注8	・在宅での療養を行っている患者の診療情報等について、在宅医療情報連携加算又は在宅歯科医療情報連携加算を算定する保険医療機関と連携する他の保険医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者等とICTを用いて共有し、当該情報について常に確認できる体制を有している医療機関であること。 ・実際に患者の情報を共有している実績のある連携機関の名称等。	
F-11 コンタクトレンズ検査料	次に掲げる事項を内容とするコンタクトレンズ検査料を含む診療に係る費用について。 ① 初診料及び再診料(外来診療料)の点数。当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料を算定する旨。 ② 当該保険医療機関において算定するコンタクトレンズ検査料の区分の点数当該診療日にコンタクトレンズ診療を行っている医師の氏名及び眼科診療経験。 ③ 以上の項目について、患者の求めがあった場合には、説明を行う旨。	
F-12 外来後発医薬品使用体制加算 (外後発使)	・後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでいる旨。 ・医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されていること。 ・その体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明することについて。	
F-13 一般名処方加算 ※届出不要	医薬品の供給状況や、令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明することについて。	
F-14 訪問看護医療DX情報活用加算 (訪看DX) ※在宅患者訪問看護・指導料の注17 ※同一建物居住者訪問看護・指導料の注6 ※精神科訪問看護・指導料の注17	ア 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している保険医療機関であること。 イ マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取組を実施している保険医療機関であること。	
F-15 有床義歯修理 有床義歯内面適合法の歯科技工加算1及び2 (歯技工)	患者の求めに応じて、迅速に有床義歯の修理及び床裏装を行う体制が整備されている旨。	
F-16 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術 ※届出不要 歯科点数表第2章第9部手術の通則4に掲げる手術 ※届出不要	当該手術について、前年(1月から12月まで)の手術件数	

②-3 特掲診療料の算定要件が定めるウェブサイトへの掲示事項

ラボコート / ver. 2025.09.04

	診療料の名称	掲載すべき内容	
G-1	小児かかりつけ診療料1 (小か診1) 小児かかりつけ診療料2 (小か診2)	小児かかりつけ医として、以下アからカまでに掲げる指導等を行っている旨。 ア 急性疾患を発症した際の対応の仕方や、アトピー性皮膚炎、喘息その他乳幼児期に頻繁にみられる慢性疾患の管理等について、かかりつけ医として療養上必要な指導及び診療を行うこと。 イ 他の保険医療機関との連携及びオンライン資格確認を活用して、患者が受診している医療機関を全て把握するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行うこと。 ウ 患者について、健康診査の受診状況及び受診結果を把握するとともに、発達段階に応じた助言・指導を行い、保護者からの健康相談に応じること。 エ 患者について、予防接種の実施状況を把握するとともに、予防接種の有効性・安全性に関する指導やスケジュール管理等に関する指導を行うこと。 オ 発達障害の疑いがある患者について、診療及び保護者からの相談に対応するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行うこと。 カ 不適切な養育にも繋がりうる育児不安等の相談に適切に対応すること。	
G-2	早期診療体制充実加算 (早充実) ※通院・在宅精神療法の注11	以下の対応が可能なこと。 (イ) 患者ごとの相談内容に応じたケースマネジメントを行っていること。 (ロ) 障害福祉サービス等の利用に係る相談を行っていること。 (ハ) 介護保険に係る相談を行っていること。 (ニ) 当該保険医療機関に通院する患者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条第1項に規定する相談支援専門員及び介護保険法第7条第5項に規定する介護支援専門員からの相談に適切に対応すること。 (ホ) 市町村、保健所等の行政機関、地域生活支援拠点等との連携を行っていること。 (ヘ) 精神科病院等に入院していた患者の退院後支援を行っていること。 (ト) 身体疾患に関する診療又は他の診療科との連携を行っていること。 (チ) 健康相談、予防接種に係る相談を行っていること。 (リ) 可能な限り向精神薬の多剤投与、大量投与、長期処方控えていること。 (掲載することが望ましい) 連携する機関の名前一覧	
G-3	プログラム医療機器等指導管理料 (プログラム) ※アルコール依存症の指導管理	アルコール依存症に係る適切な研修の修了証	

免責:

本資料では可能な限り正確な情報を掲載するよう努めていますが、情報が古かったり、誤りが含まれている可能性もあります。
本資料に掲載された内容によって生じた損害等について、一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

最新の情報:

厚生労働省の「令和6年度診療報酬改定について」ページをご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html

備考:

本資料のA-1、A-2等はラボコートが便宜的に付けた整理番号です。
各項目の詳しい説明はラボコートの特設ページに掲載しています。
<https://labcoat.jp/digital-principles-on-health-insurance/>

ご利用について:

医療機関の方はご自由にお使いください。
業者の方は改変しなければ再配布して頂いて構いません。